

第2次小都市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(案)

【パブリックコメント用】

令和2年 1月
福岡県 小都市

【パブリックコメント用】

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 基本的な考え方	3
3 計画の位置づけ	9
4 計画の期間	10
5 計画の策定体制と方法	11
第2章 地域福祉を取りまく現状と課題のまとめ	12
1 社会の動き	13
2 小郡市の状況	15
3 各種調査結果等の概要	23
4 策定プロジェクトの実施	35
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	40
2 基本目標	41
3 重点的な取組	42
(1) 地域での福祉活動の担い手育成の推進	42
(2) 行政・地域間での積極的な情報共有の推進	44
(3) 困りごとにに対し包括的に支援する体制の構築	45
4 施策の体系	47

【パブリックコメント用】

第4章 施策の展開	49
1 いつでもどこでも相談できる仕組みづくり	50
取組の柱1－1 相談機能の強化	
1 相談を包括的に受け止める体制を強化する	50
2 身近で気軽な相談支援をすすめる	52
取組の柱1－2 情報受発信の強化	
1 サービスや支援の情報をわかりやすく伝える	54
2 住民への福祉教育や啓発をすすめる	56
2 みんなで地域を支える仕組みづくり	58
取組の柱2－1 担い手の育成	
1 人材の育成を推進する	58
2 ボランティア活動の活性化を図る	60
取組の柱2－2 参加・参画機会の充実	
1 地域での交流の場・活躍の場をつくる	62
2 協働による福祉の推進を行う	64
3 安全・安心に暮らせる仕組みづくり	66
取組の柱3－1 支援体制・福祉サービスの充実	
1 福祉サービスの量や質の充実を図る	66
2 地域での見守りや助け合いをすすめる	68
取組の柱3－2 いのちを守る支援の充実	
1 生活困窮者への支援を充実させる	70
2 複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する	72
3 災害に備えた取組をすすめる	74
第5章 計画の推進に向けて	76

※計画書内における漢字表記等の使い分けについて

「子ども」・「子供」

法律、条令、事業名等で「子供」表記がされている場合以外は、「子ども」表記としています。

「障がい」・「障害」

法律、条令、事業名等で「障害」表記がされている場合以外は、「障がい」表記としています。

「平成31年度」・「令和元年度」

平成31年時点（～2019年4月）の数値については、平成31年度表記としています。

【パブリックコメント用】